高 見 澤 茂 治

次

E

は が ŧ

三 米英に於ける見解の相異 カントリー、 ダメィージの意義

本邦におけるカントリー・ダメィージの料率その他について ح が ž

五 四

本邦業界の動向

は から

ž

三分一厘二毛五糸に引上げられることになつた。現在、米綿市価によるところの六千万ドルの借款は、約三十三万 賈行推定量三十三万俵、期間は来年七月まで向う十二カ月、金利は米国市中金利上昇のため、 周知の如く、わが国は、 米国ワシントンにおいて、本年八月四日、第五回總花借款協定に調印し、金額六十万ドル 前回の年三分から

一六九 (六〇五)

いわゆる カントリー、ダメィージ について

三万俵と、合計四十三万俵の綿花が米国よりわが国に輸入されることになる。 大麦十万トン、飼料用穀物干五百トンの外に交渉妥結条件を譲歩して、葉煙草干五百トン及び綿花十万俵を挙げ 結仮調印が行われることを報じているが、その受入総額は六千五百八十万ドルである。 俵の米綿輸入を金融することが予想される。 また、 る。 米国からの余剰農産物買付交渉が妥結し、 調印の運びになれば、前述の綿花借款協定による推定量三十 本年九月十五日の外電は、米国から余剰農産物の買付交渉妥 内訳の小麦四十万トン、

特に、 になつている。されば、以下、カントリー、 渉を重ねているの現状は、綿花の輸入に関するさまざまな問題と絡みあわせて十分研究を要することゝ思われる。 の輸送に対し、 下などの事情による業者負担の増加のため、 ,ては各国の保険者(Insurauce Experts) かくの如く、米綿が相当数量輸入されるに当つて、 首題のカントリー わが国の保険者が、輸入綿花に関する損害の塡補に関し、輸入綿花商と密接な関係の下に、種々交 ダメ ィージは、 現在、 が一致せる結論に到達し得ず、 ダメィージについて、若干の解明を加えてゆきたいと思う。 金融面の操作に多大の苦慮が払わることは当然であるが、一方綿花 日本の海上保険業界に於ける重大関心事であり、 わが国の綿花輸入業者は、 目下、 米綿の割高と国内の貸付金利低 論議の対象として一つの課題 その解釈に

二 カントリーダメイージの意義

て物資の蒙る損害といえば、 に都市およびその近郊を離れた地域、い カ ントリー、 グメィージ (Country Damage)…… 以下 C/D 広い意味であらゆる生産物資、すなわち、 わゆる生産物資の元地に於ける損害を意味するのである。生産元地 と省略する …… 蔬菜をはじめ麻、茶、 は語義の示す如く、 葉煙草などの天産 にお 地勢的

|ろの海上保険用語として使用される場合が圧倒的に多い。 C/Dを直訳すれば「元地損害」ということになり、 物の蒙る損害を総称することになるが、しかし、一般にいうところのロノDは、綿花の元地損害を担保するとこ

綿花以外の天産物が蒙る損害をも包含することになるが、現に、綿花商はもちろん海上保険業界において、 の蒙る或る特定の地域における損害を指して、G/Dと原語で呼んでいるところの常套語である。

ときに広義の拡張解釈となり、ときに狭義の限定解釈となるのである。 意味することはもちろんであるが、その特定の場合の特定の地域的範囲に関する見解が、ほとんど一致しておら ない現状である。畢竟するところ、G/Dに関するそれぞれの見解に、 ところで、各国海上保険者のいうところの、或る特定の場合とは、或る特定の場合において蒙る綿花の損害を 主観的要素が強く表現されているため、 したがつて、綿花の蒙る損害は、その時

解 すでに述べたる如く、綿花の蒙るG/Dの特殊性を現しているところの、地域的範囲に関する海上保険者の見 各国共に一致せる結論を出しておらない如くであるが、世界各国の海上保険者の綜合的見解は、大体、 次

の二つに区別されることになろう。すなわら、

期と場所によつて甚しく解釈が相異するのである。

第一説は、綿花が生産元地の倉庫に保管され、その倉出しに際し、貨物保険契約の締結のとき、すでに蒙つて は謂うところのG/Dなりと称し、保険者はその損害の塡保に応じないことを原則とするというのである。 いるその損害に全く気付かず、後日、綿花を仕向港に陸揚げしてから、はじめて、その損害を発見し、これ

但し、特約を以つて、これを塡補する場合はこの限りに非ずとする。

第二説は、 綿花の倉出しのときは、 その梱包の外装は全く異状なく、したがつて、貨物保険契約の締結対象と

カントリー、

ダメィージ

について

される工程以前に、か^る損害の発生する可能性は大いにあり得る。 の とを条件とするというのである。綿花が製俵圧搾機(Baling Press)にかけられ、包裝(Press Packing) 成り得るがゆえに、C/Dとは、必ず綿花が梱包される以前に、すでに蒙つた損害でなければならないこ

Yarn)を紡べ段階を辿るのである。これを、C/Dとの関係に於いて図示すれば、 けられる。次いで、製俵圧搾(Bailing Press)されて、いわゆる綿花 (Raw Cotton)となり、綿絲(Cotton 実棉(Seed Cotton)と称し、種子を除去してから繰綿工場(Ginnery)に送られ、繰綿機(Cotton Gin)に掛 のである。すなわち、周知の如く、綿花は畠から牧獲したまゝのものは、多量の棉花種子を包含している。これを /Dに関する、この二つの見解の相異は、要するに、C/Dの解釈にもとづく広義、狭義の問題に外ならない



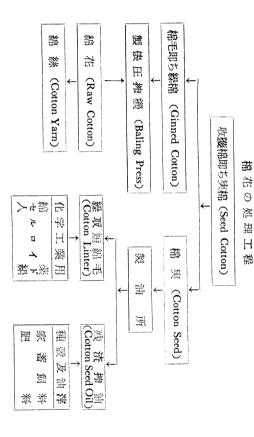
さて、 米国からわが国に輸入される綿花は、ほとんど、CIF 建にて取引されている現状である。そもそも、米

行われているのである。したがつて、C/Dの塡補に対しても非常に便益が与えられることになる。米国の保険 たところの内国保険(Inland Insurance)と海上保険(Marine Insurance)とが、つねに、密接な連絡 →繰綿→表俵圧搾→倉入れ→船積……(Picking→Ginning→Baling Press→Storing→Shipping) と∵終始一貫し 国の保険者はフール制をとり、綿花に付保する様式も、いわゆる「通し(Through)」の繰作工程を辿り、棉摘み の下に

業者および荷主(Shipper)が、CIF建にて取引を強調する有利性は、じつにこゝに存在し、 これが綿花輸出

業者(Shipper)のキー、ポイントでもある。

担保している場合が少くない。 るという解釈を打ち出しているのは、前述の第二説の見解である。しかし、現在では、特約をもつてその危険を けられ、 綿花の処理工程(図示参照)において、繰綿が濡損または汚損したまゝで、製俵圧搾機(Baling Press)にか 後日その損害が発見された場合、保険者は、自己の責任にあらざる危険なるをもつてその塡補を拒絶す



いわゆる カントリー、ダメィージ について

一七三(六〇九)

1 2 3 B/L and Marine Policy of Insurance (pp. 76-79) by Capt. N. Matsuyana A Handbook on Marine Survey for Claim Settlemnt in the conformity with all Terms and Conditions

て発生したものに限定されるのである。 のロ/Dは、 害であると認識しても、 部から加えられたと認められる損害、しかも、その痕跡から判断して、たしかに、生産元地において発生した損 発生したものでなければならないことになる。 却しているかの感あるリスク (Risk) を担保し、その損害を塡補している傾向が強いかに想われるのである。 輸入業者に、その意味を徹底せしむるためC/Dの定義を定め、且つは覚書を交換し、本来の任務をいさゝか脱 の立替払いによる金利、求償に要する費用、雑費、その他事務処理費などであるとの解釈の下に、これらを綿花の 償を建前として、保険料は、マリーン、リスク(Marine Risk)に対するものとは、全くその性質を異にするところ 来す惧れなきにあらず。したがつて、わが国の保険者は綿花商との特約によつて、すなわち、シッパーに対する求 すなわち、第二説の見解は、その損害が綿花の包装 (Cotton Bale) 内部に存在するか、 特に、わが国の保険業界において、かかる、第二説の見解の如き態度を堅持せんか、ほとんど保険契約の皆無を 繰綿工場(Gnnery)から製俵圧搾(Baling Press)され、梱包(packing)されるまでの間にお 第二説の見解によれば、これらは、C/Dであると断定しないことになる。畢竟、 したがつて、綿花の外装のみにある汚損または濡損、 はたまた、 ないしは外 内部より

して製俵圧搾所 第一説の見解によれば、綿花の蒙る損害の範囲も広く、第二の見解の場合をも含めて、その損害が主と 付保倉出しから船積 (Baling press) から倉入れ (Storing) されるまでの間に発生した外部的損害を称してC/Dな (Shipment) までの間に生じた損害は、 前掲図示の如く、 「船積前の損害」

(Damage before Shipment) と称して、明らかに、損害の用語を区別して用いているのである。

ment on Board)とは、全く別個の定義にもとづいて、その損害が区別されなければならない。 ること自体が仲々むづかしいことであるが、 以上述べた如く、 厳密にいえば、C/Dと船積前 (Before Ship-の用語に対する定義としての妥当性は認められる。元来、綿花が船積される以前に被つた損害を、徹底的に究明す けだし、実際問題として、これらの二つの場合を厳然と判定区別することはきわめて困難である。けれども、そ

れども、「Before Shipment on Board」ならば付保倉出しから船積までの期間において 発生したものであるか 綿花が船積前に被る損害は、すべて、C/Dなりこすることは、はなはだ逸脱した解釈といわざるを得ない。 したがつて、鑑定入報告書(Survey Report)にC/Dと記載されている場合は、 当然、損害を塡補し、支払いを行うべきであるという場合が起つてくる。ゆえに、これらの区別を混同して、

三 米英におけろ見解の相異

ment of Agriculture)の定義を挙げるならば、(これは今から約二十年前に発刊された"Country to Market" において開催された国際海上保険連合会の議題として、C/Dが取挙げられたにも拘らず、米英両国の見解は、 多少の表現こそ異れ、その内容が殆んど一致していると云われているところは、C/Dの解釈に客観性が認めら 誌上に掲載された、アルストン、ヒル、ガーサイド(Alston Hill Garside)という人の $\mathbf{G} \nearrow \mathbf{D}$ に関する見解と、 ついに一致するを見るに至らなかつた如くである。とゝに、C/Dに関する 米国農務省 (United States Depart-前述の如く、C/Dに関する見解は、各国それぞれ、 その解釈を異にし、 現に、一九五三年九月、

一七五(六一一)

わゆる カントリー、ダメィージ について

れるものといえよう

to be merchantable, must be reconditioned by having the damaged fibre entirely picked off." is excessive, the fibres become heavily stained and mouldy and matted together stiffly like starchdistinguishable by the discoloration of the fibre and their weakened character. bale to the weather, or from storing it on damp ground or floor. absorption of excessive moisture from the exterior, which may result from the exposure of the "Country damage or weather damage is the damage or deterioration of the fibre caused by the In some cases they may even lose the appearance of fibres altogether. Weather damage is Damaged bales, If the damage

商品として取扱われるためには、 の如く縺れてこちこちになる。ときに、繊維の外観を全く失つてしまうことすらある。損害を蒙つた梱包が、 し得るものである。過度の損害を蒙れば、繊維ははなはだしく汚点がつき、黴が生じ、糊でかためたフエル る繊維の損害または変質をいう。ウェザー、ダメィージは、繊維の変色ならびに品質脆弱によつて、 容易に判別 ひは、湿つた土地や床の上に貯蔵されることによつて発生する、外部から過度の湿気を吸收することが原因とな (カントリー、ダメィージまたはウェザー、ダメィージ「天候損害」とは、梱包が野外に曝らされるか、 損害を蒙つた繊維を完全に除去して、ふたたび手入れをしなければならない

米国のこの定義は、 前述の第一説の見解に属し、綿花が荷造りされたのちに発生せる損害であることは明瞭で

ある。このことは、英国ロイド会社発刊の鑑定人手引 (Lloyd's Survey Handbook) の錦花の部にも、

exposure to the elements, contact with mud, sand and other extraneous matter, general staining, to decide whether damage to cargo can be so classified." damage ocurring up country or during transit to the port of shipment, such as damage due to "Country Damage.-Some goods may suffer by what is commonly termed "country" damage, namely and reference to the comments under individual commodity headings may assist a surveyor

の如く述べている。

とにもなり得る。 ということにもなる。 ている関係上、C 生したC/Dは、つぎの海上輸送から観れば、明らかに輸送開始前に生じた損害 (Before Shipment Damage) の常例であるから、輸送の途中、貨物が貯蔵されることもあり得るし、また、この場合、船積港における貯蔵中に発 が、元地から船積港の倉庫に保管される。商談の成立を待つてはじめて海外へ輸送されることが、 (Ginnery)で繰綿 (Ginned Cotton)になつた綿花が、製俵圧搾所 (Baling Press)に送られ、圧搾製俵された綿花 れが継続されている 間は貯蔵の必要もないから、C/Dは、輸送開始前ということになる。 米国の定義にいうところの、「湿気のある土地または床の上に貯蔵される結果」とは、綿花の輸送が始まり、そ いづれにせよ、生産元地におけるよりは、 /Dは、 また、 船積港におけるよりは生産地における方が、その損害発生の比率が大であることは容 生産元地からの輸送を、 一括して考えれば輸送開始後に発生したC 船積港における倉庫の施設の方がはるかに完備 しかし、 綿花貿易取引 **/D** というこ 繰綿工場

立命館経済学

(第四巻・第四号)

易に考えられる。

から、 花の梱包が、底板なしに地面に接触したまゝ放置されゝば、梱包の底は泥土に浸されて凝結し、已には綿花が腐蝕 地面との接蝕によるところの泥土損害を 指摘しているものと 思われる。これは、要するに、C/D とは、 される。 「綿花が戸外で外気に曝されると包装の外部が腐蝕され、その腐蝕が包装の内部へ次第に拡まつて行く。また、綿 さらに、"Cotton and Cotton Market" 誌上に掲載された ハッバード (Hubburd)氏のC/Dに関する見解は、 ダメィージ (Weather Damage) をも含め、 相当な経費用を必要とする」というのである。 これが、いわゆる、C/Dであり、腐蝕された綿花は、積出しまでに完全に除去されなければならない この見解は、 棉花の蒙る外気にもとづく風雨損害と、 ウェ 湿

- 外気に曝された結果生ずる風雨作用と湿気吸收作用のもたらす損害
- 地面又は床との接触による過度の吸湿作用と泥土作用の原因する損害、

ということになる。

喪失して、 かかる損害を被つた綿花は汚染変色を伴い、あるひは、 黴臭を生じ、更には、 商品の取扱いは出来なくなる。この状態における綿花を"Country Damage Cotton"と呼ぶことが この限界にまで達した綿花は、 米国のC/D定義に述べる如く、さらに綿花繊維としての価値は全く 進行してフェルトの如く凝固し

して、一九五三年四月二十三日発刊、英国の海上保険に関する雑誌フェアープレー(Fairplay)誌上に掲載され こゝに、C /Dの意義ならびにその塡補に関する米英両国保険市場の慣習の相異を明らかにする好個の文献と

非す」(Not British Practice)の項目は、全部同誌記者の見解と見るべきである。 要約して紹介しこものである。したがつて、同誌記者の意見が加えられていると同時に、最後の「英国の慣習に Trade Journal "誌 編集長、米人ロズ(Ross)氏が、前記フエアープレー誌に寄稿したものを、 同誌の 記者が 関係方面以外には余り備えておらないと想うから、原文をそのま、掲げて見よう。この記事は、米国の"Cotton こ、"Country Damage on Cotton" と属する特別記事かある。これは、わが国の海上保険会社ならびにその

"FAIRPLAY"......April 23, 1953

COUNTRY DAMAGE ON COTTON

(By Our Marine Insurance Correspondent)

if the writer of those criticisms would give examples of what he considers Country Damage to Damage" "ordinary transit damage of triffing poundage," and suggested that it would be interesting critiicisms in the COTTON TRADE JOURNAL of foreign receivers for claiming as "Country Edge in FAIRPLAY for 12th February last. Mr. Edge, it will be remembered, reffered to certain of Memphis, Tenn., U.S.A., a long and interesting letter arising out of the letter from Mr. G.J.B. 立命館経済学(第四巻・第四号) I have received from Mr. Seton Ross, Managing Editor of the COTTON TRADE JOURNAL, Mr. Ross responds generously; so generously in fact that space prevents any full quotation

arrival at final destination, its ownership may change any number of times, and he says that, on a railway siding in the open. He makes the point that, from the time a bale is ginned to its 20th November last year. He says Country Damage ecould be the result of sand blowing into He refers to the long time a bale of cotton may remain, first in the gin yard and subsequently long as a bale is stored in the open, it is exposed to weather and "Country Damage" may occur. bales; heavy fog carrying humidity which is accompanied by rapid changes in temperature. He cites Mr. John McKee's definition which was quoted in FAIRPLAY orf

The Insurance Angle

gle, and saying that, unfortunately, underwriters have assumed liability for this damage, with the Government's estimate of the Country Damage loss in the 1904-5 season at more than \$ 5,000, from cotton business in the early days of this century at \$ 10,000,000 per annum, and citing the underwriters, There is much else in Mr. Ross's letter about the nature of Country Damage of interest to He quotes Mr. William D. Winter's Marine Insurance, criticising the poor baling of cotton for instance, he quotes Mr. Macquis James's "Biography of a business," fixing the premiums but not immediately pertinent to the question of coverage. From the insurance an-

curred outside the insured transit of a policy. mains to be done before the package is produced that can compare favourably with the Egyptian has been made in the better compression of the cotton under the Webb system, but much rein his recently published new edition Mr. Winter adds: "It is true that a measure of process result that there has not been the same incentive to better bale protection than there would have been had the loss fallen on shippers or consignees, but hequotes from the 1919 edition, and Mr. Winter certainly says nothing about the payment of claims for Country Damage in-

American Practice

under a clause reading:----Mr. Boss next says that American underwriters have always offered to include Country Damage

reconditioned in the United States, nor for any cost or expense in respect of such with the consent of these assurers. No claim for loss of or damage to cotton picked or port of destination unless otherwise specified in certificate, special policy or declaration, ... subject to settlement at destination.....in accordance with customs and usages at the This policy also covers the risk of Country Damage on shipments insured hereunder...

picking or reconditioning, shall be recoverable hereunder.

shipments nor local sales, nor on shipments to ports or places in the United States, Canada, Mexico, South or Central America, Country Damage is not covered on cotton linters nor on Cost and Freight or similar Cuba or West Indies

Rate Reductions

try Damage at destination became negligible and from year to year the experience improved and the rate was reduced as the claims for Connas to encourage the shipment of clean cotton. In the early days the rate was as high as 40 cents, Mr. Ross goes on to say the rate for Country Damage carries with it a good record return so

pect to the practice of responsibility" In the past, Mr. Ross continued, as well as today, American as a competitive measure. until the season 1951-52, and this was done because foreign competition agreed to this practice ing Country Damage on shore in the United States where the losses would be adjusted on shore An important point made by Mr. Ross is that "American underwriters never considered cover-It appears that this has resulted in a complete break-down with res-

the port, regardless of how, when and where the Country Damage might have occurred. PER SE at foreign destination in accordance with the survey reports and custom and usage at underwriters covering Country Damage on export shipments agree to pay Country Damage losses

An Important Point

gin; at the railroad siding; at the compress; at the port, or even f. o. b. steamer." sumed the risk of Country Damage, even though the ownership may have been attached at the cial policy under an open policy issued by an American insurance Company automatically asdestination, and would be handing particular average claims. pers in view of the fact that the insurance companies settling agents were already at the foreign under the insurance contract represented somewhat an additional service to Ameircan cotton shiply accepted insurance principles; however, the very nature of Country Damage and its treatment tion of the risk. Mr. Ross says: "It will readily be seen that this is a departure from the generalthat in the American market the insurers pay Country Damage claims incurred before the incep-This is the most important paragraph of Mr. Ross's letter, for it seems to settle the question The more issuance of a cotton spe-

立命館経済学(第四巻・第四号)

一八三(六一九)

age irrespective of whether it was incurred within or without the insured transit. raised the question, is correct in his statement to the effect that underwriters pay Country Dam-Mr. Ross concludes by saying that it will be readily appreciated that Mr. T. Yokoh, who first

Not British Practice

claims paid by American underwriters on what now appears to be established American practice, would probably be settled, but they are emphatic that they, themselves, would not settle any authorities agree that to depart from this accepted principle of marine insurance would tion in the market, has a very wide experience of all types of cargo claims. He, and all those a number of practising claims adjusters, among them a leading authority who, through his posiship of cotton attaches, it is a question of when the risk under the policy attaches. I have consulted most dangerous precedent. They admit that, in the case of reinsurances, it may well be that Damage if there was evidence that the damage was incurred outside the insured transit. whom I have consulted, say, without qualification, that they would reject a clain for emphasis that it is not the practice of British underwriters. It is not a question where the owner-That may be so, in so far as American underwriters are concerned, but I can only repeat with All the

agenda of the next conference of the International Marine Insurance Union. be discussed on an inter-market basis, and it might well be desirable that it should figure on the American and English practice on this issue, were incurred outside the insured transit. whether for Country Damage or any risk covered by the policy, if the loss or damage Since, however, there seems to be a difference between it might be well that the whole question should

の損害の査定、ならびに、損害額の支払をする。これが、米国の慣習の生じた重要な点である。 しかも、 に応しなければならない。それには、単独海損の場合と同様に、仕向地に於ける検査、 よ、その損害は出荷人が負担すべきものである。同時に、荷受人がC/D損害を立証すれば、出荷人はその求償 つている実状にもとづき、 米国の綿花出荷人に対して何等かの追加的サーヴィスを提供する」、 というところに 主なる点は、「保険会社のクレーム精算代理店が、海外の仕向地にすでに設置され、単独海損クレームの精算に当 右の記事によって、G/D塡補に関する米英両国における慣習の相異が明確にされた訳であるが、米国の慣習の しばしば述べた如く、C/Dは船積前に発生した損害であるから、"Clean B/L"が発行されていたにせ 損害額に対する支払をせねばならない。そこで、海上保険会社が海外代理店の育する機構を利用してそ 鑑定が必要になってくる。

ځ ک ーするということは**、** 長年に亘る綿花取引の経験から、便宜上、保険会社がその損害を処理し、売手は、将来、保険会社の求償に わが国の海上保険会社のC 本来ならば、 当然、売買当事者間において 解決されなければならない問題であるけれど /Dに対する見解も、C/Dは船積前の損害であるにも拘らず、これをカバ

立命館経済学(第四巻・第四号)

応じ、 下している傾向 自己叉は内国危険 がある。 (Inlaud Risk)をカバーせる保険会社において清算すべきものである、 という解釈を

四 本邦業界の動向

ران • 綿花輸入商には、直接関係はなくとも保険者にとつては十分検討すべき問題であろう。 損害が精算されている現状においては、たこえ、 されるものでないことは明らかである。 綿ポリシー 前 些少なとるに足らない苦情、 述の如く、 (Policy) でカバーされ、 わが国へ輸入される米綿ならびにメキシコ綿は、すべてGIF建で取引されている。G/D いわゆる、ペテー、 仕向地における契約所定のコントローラー しかも、 日本側に如何なる事情があろうとも、C/Dの損害程度が左右 C/Dクレームは、 クレーム(Petty Claim)に、多大の手数と経費を要し、 その損害率に関係なく 支払われているた (Controller) によつて、 が米

でなかつた最大の原因は、 開当時より、 変更に関し、 の状勢から見送られているの現状である。 が具現するに至つたのである。 建を全面的にC&F 建に切換えを企画し、海外のシツパーと交渉を重ねつゝある。この問題は、 現に、 わが国の保険会社は、 過去において幾度か米国側シツパーと交渉を重ねてきたのであるが、 海外事情の変転などのため幾多の困難を克復し、さきに、雑綿に対する本邦保険会社附保の可 交渉の都度、 米綿およびメシキコ綿の輸入に際し、有力なる綿花輸入商と共に、 しかしながら、 シツパ わが国綿花商としても、 ーと米国側保険会社との強い結びつきを見せられもし、 わが国綿花輸入業者全般に亘る借款綿のG&F建切換え 借款米綿については、 わが綿花商がもう一つ積 取引条件 戦後民間貿易再 従来のCIF (Terms) 交渉を強 極的 能性 種 O K

硬にせんか、 たちまち商取引万般にわたつて、 「種々支障を来たすの窮地に陥ることが明瞭であるところにあつ

昨年以来、 米国側新綿の好收獲に加うるに、 消費国の為替事情の悪化などが原因し、 シツパ 1 間 0

(Buyer's Maret)への移行がいちじるしく目立つて来たのである。現に、米国最大のシッパーたる某社においてす 競争も激甚となり、 いわゆる、 セラーズ、マーケット (Seller's Market) から、バイヤーズ、マーケット

が実現すれば、その取扱量は、年間四万俵以上にのぼり、保険料も約一千万円の取引と称されているのである。 いる事実が現われている。また、わが国有数の綿花商たる某社の如きは、もし、この米綿輸入タームズの切換え ら、!!4ズ(Terms-)の変更にこだろつて、 いたづらに、 、わが国の綿花商より、C&F建切換の交渉に対する、米国側シッパーの通信によれば、 商機を逸するが如き愚は避けべきであるというて 「シッパーと

ないこと」の点を明示して来ている。これについての見解は、前述の通り、その損害が船積前のものであり、こ れている以上、その後、発見されたC/Dに対しては、シッパーおよび米国側保険会社は、一切その責任を負わ しては、 $Clean\ B/L\ を受取った場合、その後に生ずる損害に対して全く関係がないこと、<math>Clean\ B/L\ が発行さ$

損害として取扱い、売手は、将来保険会社の求償に応じて、 カバーせる保険会社において、精算すべきものであると解釈しているのである。 自己またはインランド、 リスク (Inland Risk) を

れをカバーすることは、長年の綿花取引の経験上、本来、売買当事者間で処理すべきものを、便宜上保険会社

わゆる「通し附保」…(Through Insurance) の形態を取り、インランド、リスク (Inland Risk)を担保する保 . との場合、シッパーが、オーション、ヴェエージ(Ocean Voyage)を附保するCIF 建の場合において、い

立命館経済学(第四巻・第四号)

一八七(六二三)

オーション、

リスク (Ocean Risk)

を引受ける保険会社とが同一であるから、

求償は一

巡して、

は、 て、 ついての絶大の脳みと最大の難関が横たわつていると言えるのである。 するというが如きことは、 board)を限界として、 局は一つの保険会社が塡補の責任を負うことになる訳である。ところが、C&F建の場合は、オン、 その損害を附保せる保険会社間において求償関係が生じて来るのである。 相互の力関係が加わり、 保険会社が別個に存在することになるゆえに、一方の危険を、 これを極力避けんとするのが 当然のことであり、こゝに、 求償問題を左右する傾向が強いから、米綿保険を日本側において、附保することに この場合の求償問題は、応々にし 取引の売買当事者、 他方の保険会社がカバー ボード(on

となるのが通例である。 られており、米綿保険事情を徴するに、G/Dに関しては、英国の慣習にもとずいてシッパーに求償し、 あったと聞いている。 にそれが処理されているかという点である。周知の如く、 この点について、 B/L である関係上、 本邦保険会社の参考にすべきは、米綿輸入のC/Dレートを同じくする印度において、 なお、 先年、 シッパーは、その責任を負わないことを主張するため、必然的に、交渉の相手は船会社 印度においては、米国側シッパーは、クリーン カリフホルニヤ州における水害による巨額のクレームも、その相手方は船会社で 印度に輸入される米綿の大部分は、C&F建で買付 B/L の場合、C/Dクレ Ì 立に応 クリー 如何

た通りである。なお、 質を異にし、 /Dは、すべて求償を建前とし、 立替払による金利、水償に娶する経費、その他事務処理費などに関するものであることは、 求償事務を具体的に、 その保険料もマリーン、 厳格におこなえば、 リスク (Marine Risk) サーヴェー フィー (Survey Fee) など、却 に対するものと、 その性

じない態度を示している如くである。

つて経費がかさい、種々困難た事情が潜在していることも否定できたい。

社と、 処理工夫が講ぜらるべやに考えられる次第である。 云々、とある如く、 度までは、米国内でクレームが査定され、 しかし、 満々変渉を重ねつ\ある現状を眺めるとき**、** 前揭 1 ムの引受をやるようになつたから、 「フェアープレ 米国の保険会社は、各地の主要都市に設置せる代理店機構を利用し、 ,ー」誌上において述べられたロス氏の一節に、 米国内でのC 米国も競争手段としてクレームの引受を始めるようになつた」 わが業界においても、C、 プD担保を考慮したことはなかつたが、 /Dに関する一層の関心と積極的な 「米国保険者は、 シッパーなうびに船会 外国の競争者に __ 九 五.

Ŧî. 本邦に於けるカントリー × メイー ** の料率その他について

製俵 び 即 州においてプレスパベール 諸国 よつて区別することは、 一米錦ブール……カリフオルニヤ、 場合のアリフオルニヤ、 した州の如何に拘らず、 一度向の米綿C/Dレートを、 |の仕向地に対しては、五·五セント―六·五セントとしている。このように、C /Dレートを綿花の仕向 九 |五三-四年度輸入米綿タリフに依れば、 九五三―四年の綿花年度における始めての現象であつて、 (press bale) した綿花は、六・五セント、白ノース、アメリカ、 P りげ 率に一○セントと規定している。 それぞれ一〇セント--一二・五セントに規定し、 ナ 一両州においてプレス、ベールした綿花のみに高率を課しているが、 アリゾナ両州において圧搾製俵した綿花は、 米綿ブ] ル ならびにノー 仕向地による区別は全くなく、ただ、 <u>ب</u> アメリ 他方、 力 一三・五セント、 九五三―三年度タリフで ij 日本および印 jV 1 グループ……圧搾 -j 共に、 度以: その他の H これ 本 外の プー 地に およ は

九(六二五)

立命館経済学(第四巻・第四号)

になり、 米綿プールの場合五・五セントとなつている。 ことになり、 なわち、 (六・五セントから五・五セントに)、カリフオルニヤ、 れたことになる。他方、 は アリゾナ両州産出 テキサス、ミスシッピーなどの州で産出する綿花もある筈である。 ルニヤ、アリゾナ両州の綿花が未曾有の C/D クレームを発生した事実にもとづいて採られた措置と推測される。 て競争上非常な不利の立場に置かれることになる。このことは日本及び印度に向けて積送された多量のカリナオ によつてその料率を区別することは甚だ不合理であつて、これがために日本の綿業は英国を始め欧州綿業に比し むしろ、妥当であると思われる。C Ŧi. わが国が輸入する米綿は、かならずしも、 セントに過ぎないから、 率に一〇セントとなり、 全く理解し難き実状と言わざるを得ない。 カリフオルニャ綿の輸入に当つて、日本は一○セントのC/Dレートを課せられるに対して、欧州は三 米綿の最大の輸入国であるわが国は、 の綿花に比較して、 英国をはじめ欧州諸国の仕向地に積送される米綿は、テキサス綿が一セント引下げられ そこに、 テキサス綿の如きは、三・五セント /Dの性質上、日本及び印度向と欧州向とを区別するが如き、綿花の仕向地 24 米綿プールの場合は、約七セントほど低率であつたが、翌二十八年度から ・五セントの差が生じ、 カルフオルニヤ ノース、アメリカのタリフにおいても大体同じことが言える。 印度と同様かゝる差別的なC アリゾナ綿が一三・五セントが八セントに引下げられて、 アリゾナ両州の綿花に限らず、 結局は、 昭和二十七年度においては、カリフオルニヤ、 (六・五セントから一○セントに)引上げら 綿花価格のベーシスに織込まれて来る /D 料率を課せられていること 他の州、すなわち、

考えられないこともないが、 日 本および印度向綿花は、 損害率が、 従来より、 それ程大きくないテキサス綿も同一に扱われること、たとえ、 カルフオルニア、 アリゾナ両州産のものが多いとの統計的 根拠に因ると カリフオ

ルニア綿のC/Dクレームが続出し、損害率が大であるにせよ、元来、綿花の生産者に根本的の責任があるC/

D損害に関して、荷受主たる日本および印度側においてのみ、その責任を課せられるが如き印象を与える差別 料率は、公平妥当であるとは考えられないところである。 側保 的

ともかく、

かゝる措置を採るに至つた米国

 \mathbf{C}

明することによつて料率の改善が行われるものと思われるのである。 「日本および印度向は条件が悪い」との考え方が根底をなしていることは明瞭であり、 その原因を究

争が変されたのであるが、 のぼる異例のクレームを引き起し、 クレームを惹起したとこは、当時広く知られたところである。すなわち、十六万俵の輸入米綿に百万ドル以上に 印度の場合を考えてみるに、 結論的には、米国側と印度側との感情的対立と共に、C 九五一一二年度カリフオルニヤ、 印度側輸入業者と米国綿花輸出協会および個々のシッパーとの問 アリゾナ産米綿が印度において莫大なC) /Dに対する見解の相異 種 b 々論

心意向は、大体、 次の好きである。すなたら、 あられるのである。

は船荷証券署名と同時に終る。 イヤーはロ (A) C&F契約にあいては海上保険は、 /Dを印度側保険者に附保しておらないが)。 買手たる印度側がC/Dをも含めて附保すべきである したがつて、G&F 契約におけるシッパーの保険責任 (一部の印度

は買手にて附保すべきであつて、シッパーに責任無し」。 (B) 米国綿花輸出協会が、各シッパー宛に発した通告によれば、 「C&F健にて米綿を買付ける場合、

右によつて明らかな如く、 印度向の米綿は、 ほこんどC&F建契約で、買手がC/Dを自国の保険者に附保し

立命館経済学(第四巻・第四号)

九一(六二七)

場 も考慮に入れて、 られたであろうことを、 は頷けるのである。さらに、陸揚げ後、適切な措置が敏速に採られておつになら、その損害も最小限度に喰止め しかし、 求はに応ずるか否かは、 観ればい ておらなかつたことは手落ちであり、 米国の言分は妥当性が認められ、 これによつて、 印度側の要求は、シッパーに対する保険責任というよりはむしろ商業道徳の追求と見られ、 印度向米綿に対しては区別されたものゝ如く考えられるのである。 米国側シツバーの間に言われているなどの点から、 米国側シッパーならびに米国保険者に、「印度向は条件が悪い」、 各シッパーの個々の問題であるが、ほとんどこれに応じておらない如くである。 他方、GIF建契約の分はG/Dクレームが敏速に精算されていた点から 印度側から提出したクレームは当を得ておらず、やや感情的の趣がある。 印度諸港における陸揚げ後の状態を との印象を与えたこと 印度側の要 印度の

通りである。 されるものである以上、 が大いに異るのである。 しかしながら、 日本の場合はすべてCIF建契約によつて輸入されているのであるから、 日本側の事情によつて、G/D損害の程度が左右されるものでないことは前にも述べた C/Dが米綿ポリシーでカバーされ、 仕向地の契約所定のコントロ 印度の場合とは状况 ーラーによつて精算

に触れて、一九五三年十一月五日附同誌上に、大体、次の如き意見を述べている。 日本の綿業視察に来られた前掲 "Cotton Trade Tournal" 誌の編集長、 すなわち ヒックマン氏はC D の問題

る。 在 ·のC /D 精算方法を喜んでいるだろうか、決して好んでおらない。 「些細なC さすれば、かかる不健全にして不経済なるC/Dの精算方法は改善されるべきが当然である。 /D クレー ムを除去することは、 最終消費者にとつて経済的節約になる。 輸出業者も好んでおらないことは確かであ 輸入業者は、 しからば、 はたして現 改

引」が認められておるように、綿花取引においても、G/Dに対して一パーセントのアラウアンス(すなわち、 善策とは何ぞや。 ある、と言われているが、日本に到着する米綿の状態は、米綿が如何に粗雑な包装であるかを物語る顕著な例で 五百ポンド俵について五ポンド)を認むべきである。日本の保険者の意見として、米綿の包装は世界中で最悪で スクラツプ取引で、 重量目減りについて通常二パーセントのアラウアンス (Allowance) [目

られ、差別的料率の改正が行われるよう、米国側の機関に強力に提案されることが望しい。 その他に対して、多大の関心が払われなければならないことである。同時に、また、C/Dの損害防止策が講ぜ る方法も、有効な改善策の一つには相違ないが、それにも増して考慮さるべきことは、綿花の包装の改良と積付 にその大半の責任があるとも言い得るのである。同氏の述べられているところの、C/Dにアラウァンスを附す 以上ヒツクマン氏の意見によつても明らかな如く、日本向米綿のC/Dクレームが多いことは、結局、 米国側

六 あ と が き

検討を加えたものである。なお、C/Dに関する解釈見解に幾多の誤謬があるやを懼れる者であるが、大方諸彦 会における研究発表の原稿に、その後の資料を徴し 不十分ながら G/Dに関する理論ならびに実務の の御叱声を乞うの 稿は昭和二十九年十月三十日三十一日の両日、 中央大学に於いて開催された、第十四回日本商業英語学会総 両面より

いわゆる カントリー、ダィージ について

九三 (六二九)

稿を草するに当り、特別な資料を提供して下さつた実務家として活躍しておられる山名晴造氏に茲に厚く感謝

立命館経済学(第四巻・第四号)

執筆された、横尾登米雄氏ならびに "A Handbook on Marine Survey for Claim Settlement." の意を表したい。また、各部所において煩をさけ一々指摘しながつたが、「損害保険研究」誌第十六巻第一号に の著者松

沢直哉氏両氏に敬意を表し、少なからず御労作を参考資料にさせて頂いたことを深謝する次第である。

一一九五五、一○、一五稿一